

諮問第1号

公の施設を利用する権利に関する処分に対する審査請求について

公の施設を利用する権利に関する処分に対する審査請求がされたので、別紙に記載のとおり裁決することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の4第2項の規定により諮問する。

令和5年12月1日

瑞穂町長 杉浦裕之

<p>1 審査請求の内容</p>	<p>(1) 審査請求日 令和5年7月12日</p> <p>(2) 審査請求人 [REDACTED]</p> <p>(3) 審査請求に係る処分の概要 審査請求人が令和5年7月12日付けで行った武蔵野コミュニティセンター施設の使用申請及び当該使用に係る使用料の免除申請に対し、同日これらをいずれも不承認とした。</p> <p>(4) 審査請求の概要 審査請求人は、使用申請を承認したとしても他の申込者の同施設の使用申込の機会を阻害せず、申込みがされていない空き室を有効活用することができる旨主張して、使用申請の不承認の取消し及びその承認を求めた。</p>
<p>2 裁決(案)</p>	<p>(1) 主文 本件審査請求を棄却する。</p> <p>(2) 理由 使用料免除申請の承認の可否を判断する上で参照した基準「1団体につき週1回1施設(活動場所)1区分の免除」は、生涯学習推進団体登録団体同士及び生涯学習推進団体登録団体とそれ以外の施設の使用を希望する者との公平な使用並びに使用者と使用していない者との公平な負担の観点からすれば合理性がある。したがって、本件審査請求に係る使用希望日(令和5年7月19日)と既に承認を受けていた使用予定日(同月20日)が同じ週に属するとして使用料免除申請を不承認としたことは、当該基準に則ったものとして適法であり、不当な点はない。</p>

	<p>また、審査請求人は、使用料の免除が受けられなかったとしてもこれを支払うことで施設を使用することが可能である旨説明を受けてもなお使用料の免除を条件とする施設の使用を主張したのであり、このような態様からすれば、使用申請の不承認もやむを得ないものであった。したがって、使用申請を不承認としたことは適法であり、不当な点はない。</p>
<p>3 参加人等</p>	<p>なし</p>
<p>4 添付書類等</p>	<p>(1) 審理員意見書 (写し) (2) 事件記録 (写し) ア 審査請求書及びその添付書類 イ 弁明書及びその添付書類 ウ 審理関係人への質問</p>